

条例第4条第1項第1号基準チェック表 (第1表)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇	チェック欄
1 県内に主たる事務所を有すること。		<input type="radio"/>
主たる事務所の所在地	三重県津市羽所町×××番地	<input checked="" type="radio"/> はい・いいえ

(注意事項)

- ・ 申出書を提出する時点における主たる事務所の所在地を記載してください。

条例第4条第1項第2号基準チェック表 (第2表)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇	チェック欄
2 寄附金を充当する予定の事業の内容が、法別表第1号から第19号まで又は三重県特定非営利活動促進法施行条例第27条各号に掲げる活動であって、次に掲げる基準に適合していること。		<input type="radio"/>
基 準		
1	定款の目的に適合した事業であること	<input checked="" type="radio"/> はい・いいえ
2	県内で実施される事業であること	<input checked="" type="radio"/> はい・いいえ
3	地域の課題の解決に資するものであること	<input checked="" type="radio"/> はい・いいえ
<p>(寄附金を充当する予定の事業が地域の課題解決に資するポイント)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 60%;"> <p>簡潔に記載してください。</p> </div>		

(注意事項)

- ・ 該当する一方を「○」で囲んでください。
- ・ 下段に、地域の課題解決に資するポイントを説明してください。

条例第4条第1項第3号基準チェック表（第3表）

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇	チェック欄
3 実績判定期間において、県民、事業者その他の地域社会の構成員に対して、申出者の特定非営利活動に係る情報を提供した実績が基準に適合していること。		○

実績判定期間内の各事業年度

実績判定期間		
実績判定期間内の各事業年度	①	令和5年 4月 1日から 令和6年 3月 31日まで
	②	令和6年 4月 1日から 令和7年 3月 31日まで
	③	年 月 日から 年 月 日まで
	④	年 月 日から 年 月 日まで
	⑤	年 月 日から 年 月 日まで

※次の①～④の基準のうち、実績判定期間に満たしている取組について、以下の表に記載して下さい。

- ①テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等を活用した情報提供の回数・・・年平均2回以上
- ②申出者が開設したホームページ等により、情報（活動への参画方法又は参加方法が併せて提供されているものに限る。）を提供した回数・・・年平均4回以上
- ③一般向け会報誌等を設置した施設箇所数（不特定多数の者が利用する施設に限る）・・・年平均5箇所以上
- ④主催したセミナー・イベント等において情報を提供した回数・・・年平均4回以上

情報提供した実績 （①～④を記入）	情報提供した内容 （タイトルなどを簡潔に記載してください。）	情報提供した日時	情報提供の対象	備考
①				
②				
③				
④				
⑤				

情報提供した内容を、簡潔に記載してください。

（注意事項）

- ・申出者の特定非営利活動に係る情報を提供した実績がわかる資料のコピーを、7部、添付してください。

条例第4条第1項第4号基準チェック表（第4表）

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇	チェック欄
4 実績判定期間における特定非営利活動について、（１）県民、事業者その他の地域社会の構成員から支持されている実績、又は、（２）他の特定非営利活動法人、自治会、事業者その他の団体との連携若しくは協働の実績が基準に適合していること。		○

実績判定期間内の各事業年度

実績判定期間		
実績判定期間内の各事業年度	①	令和5年 4月 1日から 令和6年 3月 31日まで
	②	令和6年 4月 1日から 令和7年 3月 31日まで
	③	年 月 日から 年 月 日まで
	④	年 月 日から 年 月 日まで
	⑤	年 月 日から 年 月 日まで

※次の①～④の基準のうち、実績判定期間に満たしている取組について、以下の表に記載して下さい。

- ①組織運営に係る活動又は主催したセミナー・イベント等の運営に係るボランティア活動をした者の数
・・・延べ人数で年平均100人以上かつ実人数が年平均10人以上
 - ②寄附者の数・・・3,000円以上（※）×年平均50人以上
 - ③主催したセミナー・イベント等の一般参加者数・・・延べ人数で年平均100人以上（ボランティア活動者等除く）
 - ④他のNPO法人、自治会、学校、自治体、企業等との連携・協働の事業の数・・・年平均1回以上
- ※休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

	支持又は連携協働の実績（①～④を記入）	支持又は連携協働の内容	備考
①			
②			
③			
④			
⑤			

支持又は連携協働の内容を、簡潔に記載してください。

（注意事項）

- ・ 申出者の特定非営利活動に係る実績について、整理された名簿又は一覧を、次の区分に応じて、7部、添付してください。
 - ① 氏名及び市町名のわかるボランティア活動者名簿
 - ② 氏名、住所、寄附年月日、寄附金額のわかる寄附者名簿
 - ③ 氏名等（住所が分からない場合にあっては、その他参加者であると確認できるもの）
 - ④ 契約書又は連携・協働の相手方が発行する当該取組実施証明書

条例第4条第1項第5号基準チェック表（第5表-①）

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇	チェック欄
5 実績判定期間における特定非営利活動について、地域の課題の解決に資するための活動として実施した実績が基準に適合していること。		○
<p>1 実績判定期間となる事業年度を記載してください。 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日</p> <p>2 地域課題を解決するため、継続的に実施した特定非営利活動について記載してください。 実績判定期間内の複数事業年度にわたって実施した活動は、まとめて記載できます。ひとつの活動が実績判定期間の一部の期間で実施し、その他の期間には別の活動を行なっているときは、それぞれの活動について別葉（第5表-①～第5表-⑤）に記載してください。実績判定期間内の各事業年度において、継続的な事業活動が行われていることを証明してください。</p> <p>ア：令和5年4月1日～ 令和7年3月31日</p> <p>(1) 継続的に実施した特定非営利活動について、いずれかを選択してください。 <input checked="" type="radio"/> ①各事業年度において6月以上の期間、県内で継続的に実施した <input type="radio"/> ②各事業年度において6月以上の期間、県外で継続的に実施した実績があり、県内においても継続的な実施が見込める</p> <p>(2) 定款に記載された特定非営利活動に係る事業名</p>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffffcc;"> 地域課題を解決するために行った、定款規定の事業名を記載してください。 </div>		
<p>(3) 継続的に実施した特定非営利活動の目的、内容等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #ffffcc; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 簡潔に記載してください。 </div> </div>		
<p>(4) 実施期間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日 </div>		
<p>(5) 実施地域（②の場合は県外地域も含めて記載してください）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 津市、松阪市、鈴鹿市 </div>		
<p>(6) 将来の継続的な実施の見込み（②の場合のみ記載してください）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①のため該当なし。 </div>		
<p>(注意事項)</p> <p>・参考資料を添付する場合は、7部、用意してください。</p>		

「条例第4条第1項第3号・第4号・第5号基準チェック表」(第3・4・5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
第3表	実績判定期間内の各事業年度(㉖～㉙)に、特定非営利活動に係る情報を提供した実績について「情報提供した実績」欄に、①～④のいずれかを記入します。選択した①～④の詳細を、「情報提供した内容」「情報提供した日時」「情報提供の対象」の各欄に簡潔に記載します。情報を提供した実績がわかる資料のコピーを7部添付してください。	
第4表	実績判定期間内の各事業年度(㉖～㉙)における特定非営利活動について「支持又は連携協働の実績」欄に、①～④のいずれかを記入し、選択した①～④の「支持又は連携協働の内容」を簡潔に記載します。支持又は連携協働の実績がわかる名簿又は一覧を7部添付してください。	
第4表 ①ボランティア活動をした者の数		<ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティア活動をした者」からは、申出者から給料、報酬その他これらに準ずる対価を申出者から得ている者(報酬を得ている理事又は給料を得ている使用人など)を除きます。
第4表 ②寄附者の数		<ul style="list-style-type: none"> ・寄附者は、県民等(県民、事業者その他の地域社会の構成員)からの寄附のみ数えます。 ・寄附者の氏名(法人にあってはその名称)及びその住所の明らかな寄附者のみ数えます。 ・寄附者本人と生計を一にする者も含めて1人と数えます。 ・寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。 ・休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。
第4表 ③一般参加者数		<p>一般参加者からは、次の者を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①のセミナー・イベント等の運営に係るボランティア活動をした者 ・給料・報酬その他これらに準ずる対価を申出者から得ている者 ・会員等 <p>※「会員等」:「条例第4条第1項第6号基準チェック表」(第6表)記載要領を参照</p>
第3表・第4表(共通)		<ul style="list-style-type: none"> ・実績判定期間の実績の数は、実績判定期間における回数等に12を乗じて、これを当該実績判定期間の月数で除して得たものとします。この場合、当該月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。
第5表	<p>第5号基準の特定非営利活動については、実績判定期間の各事業年度で、同一内容の活動をしていれば、第5表-①にまとめて記載できます。そのときの2アに記載する期間は、実績判定期間の初日から末日までになります。</p> <p>必要に応じて、参考資料を7部添付してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実績判定期間の各事業年度において、6月以上の期間の実績を有する必要があります。 ・条例第4条第1項第5号基準チェック表(第5表-②)、(第5表-③)、(第5表-④)、(第5表-⑤)は、手引き上では省略していますが、使用する場合において、(第5表-①)2ア、(第5表-②)イ、(第5表-③)ウ、(第5表-④)エ、(第5表-⑤)オには、活動を実施した期間ではなく、活動実績のあった各事業年度の初日から末日までを記載します。

条例第4条第1項第6号基準チェック表 (第6表)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇	チェック欄						
6 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		○						
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>								
		実績判定期間						
すべての事業活動に係る金額等	①	(指標) 12,050,100 円						
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	231,000 円						
イ	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; padding: 5px;">会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td style="width:10%; padding: 5px;">a</td> <td style="width:75%; padding: 5px; text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td style="padding: 5px;">b</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">0 円</td> </tr> </table>	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a	0 円	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b	0 円	
会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a	0 円						
会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b	0 円						
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	231,000 円						
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	0 円						
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	0 円						
合計	(a)+ (b)+ (c)+ (d)+ (e)	231,000 円 ⇒②へ						
基準となる割合 (②÷①)	③	1.91%						

50%未満で基準を満たします。

「条例第4条第1項第6号基準チェック表」(第6表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～⑥」各欄共通事項	「①～⑥」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～⑥」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等③」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者を行います。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人・団体にあっては、その名称)が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等④」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額以下のもの ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のもの
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑤」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①、②及び③に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの ② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ③ 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動を主たる目的とするNPO法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑥」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑦」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

条例第4条第1項第7号基準チェック表 (第7表)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇	チェック欄				
7 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		<input checked="" type="radio"/>				
イ		3分の1以下で要件を満たします。				
項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)	
区分	①	②	③	④	⑤	
(a) R5年4月1日～ R7年3月31日	8人	2人	25%	0人	0%	
(b) R5年4月1日～ R7年3月31日	8人	2人	25%	0人	0%	
(c) 年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
(d) 年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
(e) 年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申 出 時	8人	2人	25%	2人	25%	
⑨ 各欄の人数等は、第7表付表1「役員状況」から転記してください。						
ロ						
各社員の表決権が平等である	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	申 出 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
定款第28条に「正会員の表決権は、平等なるものとする。」と規程	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
定款の該当条文を記載してください。						

0人の場合は、0を記載してください。

(第7表)

ハ						
項	a	b	c	d	e	申出時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第7表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二						
項目	a	b	c	d	e	申出時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

「条例第4条第1項第7号基準チェック表」(第7表) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「a」から「e」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第7表付表1「役員状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「a」から「e」については、上記イに記載する各期間（「a」から「e」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第7表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「a」から「e」については、上記イに記載する各期間（「a」から「e」）を示したものです。	

役員 の 状 況

該当年度末日の人数を記載。

第7表付表1

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇	①	②	③	④	⑤	申 出 時
役 員 数		8人	8人	人	人	人	8人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	2人	三重 三郎と三重 良子			2人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	0人	松阪 寛と亀山 徹子			2人

役員 の 内 訳

氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							
				①	②	③	④	⑤	申 出 時	就任・退任年月日	
三重 三郎	三重県津市〇〇町 xxxxxxxxx	理 事 長	三 重 良 子 の 夫	○	○					○	平成30年4月1日就任
津市 太郎	三重県津市〇〇町 xxxxxxxxx	副 理 事 長		○	○					○	平成30年4月1日就任
三重 良子	三重県津市〇〇町 xxxxxxxxx	理 事	三 重 三 郎 の 妻	○	○					○	平成30年4月1日就任
鈴鹿 健司	三重県鈴鹿市〇〇町 xxxxxxxxx	理 事		○	○					○	平成30年4月1日就任
松阪 寛	三重県松阪市〇〇町 xxxxxxxxx	理 事	〇 〇 の 理 事	○	○					○	平成30年4月1日就任
伊賀 聡子	三重県伊賀市〇〇町 xxxxxxxxx	理 事		○	○					○	令和2年6月20日就任
鳥羽 次郎	三重県鳥羽市〇〇町 xxxxxxxxx	理 事		○	○						平成30年4月1日就任 令和4年6月24日退任
亀山 徹子	三重県亀山市〇〇町 xxxxxxxxx	理 事	〇 〇 の 職 員							○	令和7年6月24日就任
玉城 幸次	三重県度会郡玉城町 xxxxxxxxx	監 事		○	○					○	平成30年4月1日就任

実績判定期間の初日から申請日までの間、1日でも就任していた者を記載。

親族等の続柄、又は特定の法人における役職等を記載。

該当年度末日に就任していた者に「○」を記載。

就任日は再任日ではなく、継続する役員最初の就任日を記載。

「役員状況」 第7表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉑」から「㉓」及び「申出時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉑」から「㉓」については、条例第4条第1項第7号基準チェック表（第7表）のイに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

第7表付表2

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 <div data-bbox="951 174 1449 293" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 会計ソフト等を使用している場合は、ソフト名を記載してください。 </div>		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (〇〇〇〇) 使用 ルーズリーフ	随時	7年
現金出納帳	会計ソフト (〇〇〇〇) 使用 ルーズリーフ	随時	7年
仕訳帳	会計ソフト (〇〇〇〇) 使用 ルーズリーフ	随時	7年
棚卸資産台帳	Excel 使用 A4 紙ファイル綴り	随時	7年
固定資産台帳	Excel 使用 A4 紙ファイル綴り	月末	7年
	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士又は監査法人の「監査証明書」を添付した場合は、添付不要です。 ・現地調査時に、帳簿書類等の記帳、保存状態等を確認します。 		

(注意事項)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。

その他の事業がある場合は、その他の事業の事業費も含む。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	12,050,100 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	12,050,100 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

⑨ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

80%以上で要件を満たします。

二

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	5,115,950 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	5,115,950 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%

寄附者名簿の寄附金合計と一致します。

寄附金の使途の制約を逸脱しない限り、寄附金を優先して事業費に充てたものとしてください。

70%以上で要件を満たします。

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載して下さい。

勘定科目	金額
	円

「条例第4条第1項第8号基準チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イ及びロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第8表付表1及び2を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「㉔」から「㉕」については、条例第4条第1項第7号基準チェック表(第7表)のイに記載する各期間(「㉔」から「㉕」)を示したものです。</p>
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㉔欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。
	「事業費の総額①」欄	<p>実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。</p> <p>損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。</p>
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	<p>活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。</p> <p>特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。</p>
ニ	「受入寄附金総額①」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限り)の合計を記載します。</p> <p>なお、下記のものからの補助金等は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>○国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関</p>
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受け入れ寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。

(注意事項)

- ・ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ・ニについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄に加え、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄にも算入できます。

役員等に対する報酬等の状況

第8表付表1

法人名 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
三重 三郎	理事長	役員	役員報酬	R5.4~R7.3	240,000円
職員A	職員	理事長の甥	給与	R5.4~R7.3	728,000円
職員B	職員	社員	給与	R5.4~R7.3	782,000円
職員2名	職員	寄附者	給与	R5.4~R7.3	1,483,000円

●役員以外の者は匿名可。
●社員、寄附者等に該当しない職員については、記載する必要はありません。

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間 令和5年4月1日 ~ 令和7年3月31日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
6人	4,320,000円

パート、アルバイトも含めた実人数。

実績判定期間の活動計算書の給与、雑給等の総額と一致します。

法人名 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
三重 三郎	役員	書籍（3冊）販売	R5.9.15	3,000円	
社員A	社員	書籍（1冊）販売	R5.9.25	1,000円	
津市 太郎	役員	中古パソコン買取	R6.5.9	30,000円	市場実勢価格5万円相当

- 譲渡した場合、譲渡された場合、両方記載。
- 役員以外の個人は匿名可。（ただし、個人が当該取引を事業に利用している場合を除く。）
- 該当ない場合は、「該当なし」と記載。

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
社員B	社員	生活再建資金の貸付け	R5.9.1	100,000円	生活再建資金貸付制度規程による
三重 三郎	役員	運転資金借入れ	R6.8.5	300,000円	年利0.5%

- 貸付けた場合、借入れた場合、両方記載。
- 役員以外の個人は匿名可。（ただし、個人が当該取引を事業に利用している場合を除く。）
- 該当ない場合は、「該当なし」と記載。

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
職員C	職員	セミナー収入	R5.4～ R6.3	36,000円	年間12回分
鈴鹿 陽子	役員の姉	弁護士相談料	R6.6.20	10,000円	相談時間1時間
				円	
				円	
<p>●法人が提供する場合、提供される場合、両方記載。</p> <p>●役員以外の個人は匿名可。（ただし、個人が当該取引を事業に利用している場合を除く。）</p> <p>●該当ない場合は、「該当なし」と記載。</p>					
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

該当なし

●該当ない場合は、「該当なし」と記載。

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
(特非) □□□	伊勢市○○町5丁目5-5	100,000円	R5.12.15	○○事業助成金
(特非) △△△	志摩市○○町1丁目1-1	50,000円	R6.9.15	○○被災地支援
		円		
<p>●実績判定期間の初日から申請日までに支出した寄附金（助成金を含む）について、支出日ごとに記載。</p>				
		円		

条例第4条第1項第9号基準チェック表 (第9表)

法人名	特定非営利活動法人○○○○○	チェック欄
<p>9 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類</p> <p>ホ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ヘ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ト 助成の実績を記載した書類</p>		○

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各指定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度に寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類		
ホ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ヘ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ト	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

「条例第4条第1項第9号基準チェック表」(第9表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	<p>閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p>
「へ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

条例第4条第1項基準チェック表 (第10、11、12表)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
-----	----------------

条例第4条第1項第10号基準チェック表 (第10表)

10 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄 <input checked="" type="radio"/>			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

条例第4条第1項第11号基準チェック表 (第11表)

11 法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 <input checked="" type="radio"/>				
法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申出時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

条例第4条第1項第12号基準チェック表 (第12表)

12 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄 <input checked="" type="radio"/>		
事業年度	令和7年4月1日～令和8年3月31日	設立年月日	平成28年4月10日

登記事項証明書の設立年月日と一致します。

「条例第4条第1項第10号基準チェック表」(第10表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「㉓」から「㉔」については、基準チェック表(第7表)のイに記載する各期間(「㉓」から「㉔」)を示したものです。

「条例第4条第1項第11号基準チェック表」(第11表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「㉓」から「㉔」については、基準チェック表(第7表)のイに記載する各期間(「㉓」から「㉔」)を示したものです。

「条例第4条第1項第12号基準チェック表」(第12表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇	チェック欄
<p>次のいずれかの欠格事由に該当する法人は、指定を受けることができません。</p> <p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、当該取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人の当該業務を行う理事であった者で、当該取消しの日から5年を経過しない者</p> <p>ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法若しくは三重県暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等（注1）若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団の構成員等（注2）</p> <p>2 指定を取り消され、当該取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（指定及び指定の更新の申出時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります（注3））。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人</p>		<input type="radio"/>
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、当該取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人の当該取消しの原因となった業務を行う理事であった者で、当該取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法若しくは三重県暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	指定を取り消され、当該取消の日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	指定、指定の更新の申出時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	<input checked="" type="radio"/> はい・いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

(注意事項)

- 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 「暴力団の構成員等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書（過去 3 カ年の間に国税・県税・市区町村税の徴収金につき滞納処分を受けたことがない旨の納税証明書）となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。
- 関係機関に対して、欠格事由の照会（暴力団等に係る照会など）を行います。